

○小川村産業振興条例 (昭和 46 年 6 月 22 日 条例第 20 号)

改正 昭和 56 年 6 月 25 日条例第 16 号 昭和 60 年 12 月 28 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、村内に工場を新設し又は増設するために必要な処置を講じ、もつて本村産業の振興をはかることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で工場とは、営業のため物品の製造加工若しくは修理の施設をいい、新設とは、村内に新たに工場を設置するものを、増設とは、工場の一部を拡充するものをいう。

(奨励処置)

第 3 条 村長は、工場を新設し又は増設するものに対し、敷地、労務、金融、水利等のあつせんを行なうほか、当該新設又は増設に必要な用地、道路その他の関連施設の整備に努めるものとする。

(助成処置)

第 4 条 村長は、第 5 条に規定する基準に該当するものとして、第 6 条第 1 項の規定により指定したものに対し事業開始の年から 3 年間（法人にあつては事業開始の日の属する事業年度の初日から 3 年以内に終了する事業年度をいい、個人にあつては事業開始の日の属する 1 月 1 日から 3 年間をいう。）当該工場に対する各年度の村税のうち新設の場合は、村民税（均等割を除く。）及び固定資産税を、増設の場合はその増加部分に対する固定資産税をそれぞれ次に掲げる区分に従い減免する。

初年度 100 パーセント 2 年度 80 パーセント 3 年度 50 パーセント

(指定基準)

第 5 条 村内に工場を新設し、又は増設するものが第 4 条に定める助成処置を受けるため、村長の指定を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号のいずれかに定める基準に該当するものでなければならない。

(1) 投下固定資産額（工場を新設又は増設するために要した地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。）が新設の場合 1,000 万円以上、増設の場合増加部分が 500 万円以上

(2) 常時使用する従業員が 20 人以上

(事業及び指定)

第 6 条 工場の新設若しくは増設につき指定を受けようとする者は、事業開始前に指定申請書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査して村の産業振興上適当と認められたものにつき指定し、申請者に通知する。

3 次の各号の一に該当するものは、前項の指定をすることができない。

- (1) 譲渡相続又は経営主体の組織変更による場合
- (2) 村内において既存の工場の全部又は一部を移転したと認められる場合。ただし、既設の工場が自己の所有物でない場合に別の施設を新設する場合を除く。

(指定の承継)

第7条 譲渡相続その他の事由により指定を受けている者に異動を生じた場合は、その事業の承継者を引き続き指定したものとみなす。

(指定の取消)

第8条 村長は、指定を受けた者が次の各号に該当するときは、その指定を取り消し、減免した固定資産税若しくは村民税の全部又は一部の額を納入させることができる。

- (1) 第5条の基準を欠いたとき。
- (2) 事業の廃止若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状態にあると認められたとき。
- (3) 不正の行為により指定及び村税の減税を受けたとき。

2 前項の指定の取消し又は納入額が決定したときは、その指定を受けていた者に通知する。

(届出の義務)

第9条 指定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その事実の生じた日から20日以内に村長に届出書を提出しなければならない。

- (1) 指定申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 事業を開始したとき。
- (3) 事業を承継したとき。
- (4) 事業の廃止又は休止したとき。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第9条第1項の規定する事業を開始しているものは、同条同項に規定する事業開始の届出があったものとみなす。

附 則 (昭和56年6月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。